

# 譲渡前講習会参加申込書（個人）

平成 年 月 日

群馬県動物愛護センター所長 あて

<b>【講習会参加申込者（＝飼育者本人）】</b>			
住所（〒 _____）			
氏名 _____	年齢 _____	歳	職業 _____
連絡先電話番号	自宅：		
	携帯：		

参加を希望する講習会の日を記入してください	講習会年月日	年	月	日
申込者以外の講習会参加者	氏名	年齢	間柄	
家族構成	家族人数 _____ 人（そのうち、小学生以下のこども _____ 人）			
譲渡希望動物	子犬・成犬、子猫・成猫、性別[オス・メス]			

## 【確認事項：下記の譲渡要件をよく読み、番号に○をつけてチェックしてください】

譲渡事業の目的（生命尊重と地域での模範的な飼い主になって頂く）を達成するために、いくつかの譲渡要件を設けています。譲渡要件を満たさない、あるいは了承できない方は、譲渡を受けられません。また、申込み内容に虚偽が認められた場合も譲渡をお断りさせていただきます。

○をつける	譲 渡 要 件
1	飼育者は群馬県内在住で、年齢は <u>20歳以上65歳以下</u> である。なお、年齢が65歳を超えている、または一人暮らしの場合には、後見人を選定し、後見人も講習会を受講できる。 注：動物を譲渡できる年齢（原則20歳以上65歳以下）であっても、犬・猫の種類、年齢、飼育環境等を勘案した結果、後見人の選定をお願いすることや希望する動物を譲渡出来ないこともあります。また、譲渡希望者登録時に後見人の方の承諾書を提出していただきます。
2	犬や猫の飼育に問題がない健康状態である。
3	犬や猫の飼育にかかる費用を、十分に負担できる経済状況である。
4	譲渡された犬や猫は、営利・繁殖等の目的ではなく、家族の一員として飼育することができる。基本的な生態・習性、生理を理解し、愛情と責任をもって <b>終生大切に飼い続ける</b> ことができる。

5	家族全員が犬や猫を飼うことに賛成している。 犬や猫を飼うことにより健康を害するおそれ（動物アレルギー等）のある家族はいない。
6	犬や猫を飼うことができる住居環境である。 注：集合住宅や借家などにお住まいで、動物を飼ってはいけないという規則はありませんか。 集合住宅や借家の方は、譲渡希望者登録を申請する際に、 <u>管理規約や契約書などの写しを提出してください。</u>
7	当面、転居する予定はない。
8	動物の日常の飼育管理は主に大人が担当し、責任を持つ。
9	<u>動物愛護管理法・同条例、狂犬病予防法などの、犬猫が関わる法令やマナーを守って飼育できる。</u> 周辺環境を侵害したり、他人に迷惑をかけたせいで、逃走や危害の防止に努める。 (糞の持ち帰り、放し飼いの禁止等を守る)
10	【犬のみ】犬については、狂犬病予防法に基づく <u>登録と毎年の狂犬病予防注射</u> をする。鑑札と注射済票を犬に着けておくことができる。 <u>先住犬もこれらを守っている。</u>
11	【猫のみ】猫については、 <u>完全室内飼育</u> を厳守できる。ベランダも不可。
12	<u>避妊去勢手術</u> を、譲渡後6ヶ月以内に必ず実施することができる。
13	名札、迷子札、マイクロチップ等による <u>所有者明示を必ず行う</u> ことができる。
14	人と動物の共通感染症や病気に関する正しい知識をもって、十分な世話、しつけ、健康管理等を行うことができる。
15	犬や猫の健康診断や病気、怪我をしたときは、 <u>動物病院に連れて行く</u> ことができる。そのために <u>時間を割く</u> ことができ、治療に必要な <u>費用を負担</u> できる経済状況である。
16	先住動物がいる場合は、譲渡された犬や猫も適正に飼うことができる環境である。また、先住動物も譲渡要件に準ずる適正な飼い方をしている。または改善できる。
17	将来、不測の事態により飼育継続が困難となった場合には、自ら新しい飼い主をさがすなど、飼い主として責任ある対応ができる。
18	譲渡後に、家庭訪問や調査等に協力することができる。
19	譲渡後に、譲渡された動物の元の所有者が判明した時は、善意の対応ができる。

上記の内容を確認し、了承しました。

講習会参加申込者署名 \_\_\_\_\_

※受講当日に譲渡を希望の方は、運搬用ケージ（犬・猫）、首輪（犬）、リード（犬）をご用意してから譲渡前講習会にお越しください。ご準備のない方には譲渡はできません。

以下、動物愛護センター記入欄

平成	年	月	日	受講済	担当者印	
----	---	---	---	-----	------	--